

第4 一般取扱所

1 区分

一般取扱所とは、1日において指定数量以上の危険物を取り扱う建築物、その他の工作物及び場所並びにこれらに附属する設備の一体であって、法第11条第2項の規定により市町村長等の許可を受けたもので、給油取扱所、販売取扱所及び移送取扱所以外の取扱所をいう。

危険物を原料として種々の化学反応を伴う等、製造所と類似した施設であって最終製品が非危険物となるものについても、一般取扱所として規制する。

2 規制範囲

危政令第19条第2項に規定する一般取扱所であって、建築物の一部又は屋内の設備を一般取扱所として規制する場合（以下「部分規制」という。）以外は、原則として建物内に設置するものは一棟、屋外に設置するものは一連の工程をもって一許可単位とする（以下「1棟規制」という。）。

なお、規制範囲の特定は、次の事項を参考にして総合的に判断すること。

(1) 部分規制に係る一般取扱所の許可区分には、区画室単位の規制と設備単位の規制がある。

ア 区画室単位の規制

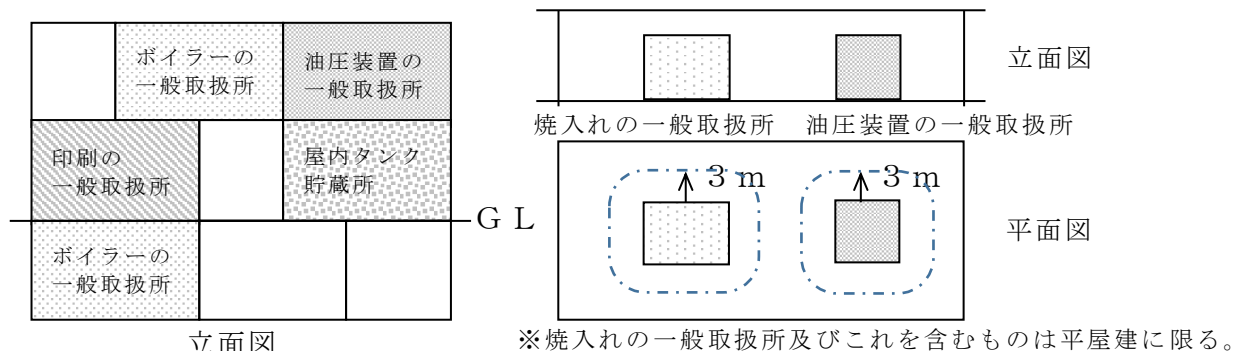
危省令第28条の55第2項、第28条の55の2第2項、第28条の56第2項、第28条の57第2項、28条の60第2項並びに第3項、第28条の60の2第2項、第28条の60の3第2項及び第28条の60の4第3項

イ 設備単位の規制

危省令第28条の55の2第3項、第28条の56第3項、第28条の57第3項並びに第4項、第28条の60第4項、第28条の60の2第3項及び第28条の60の4第4項

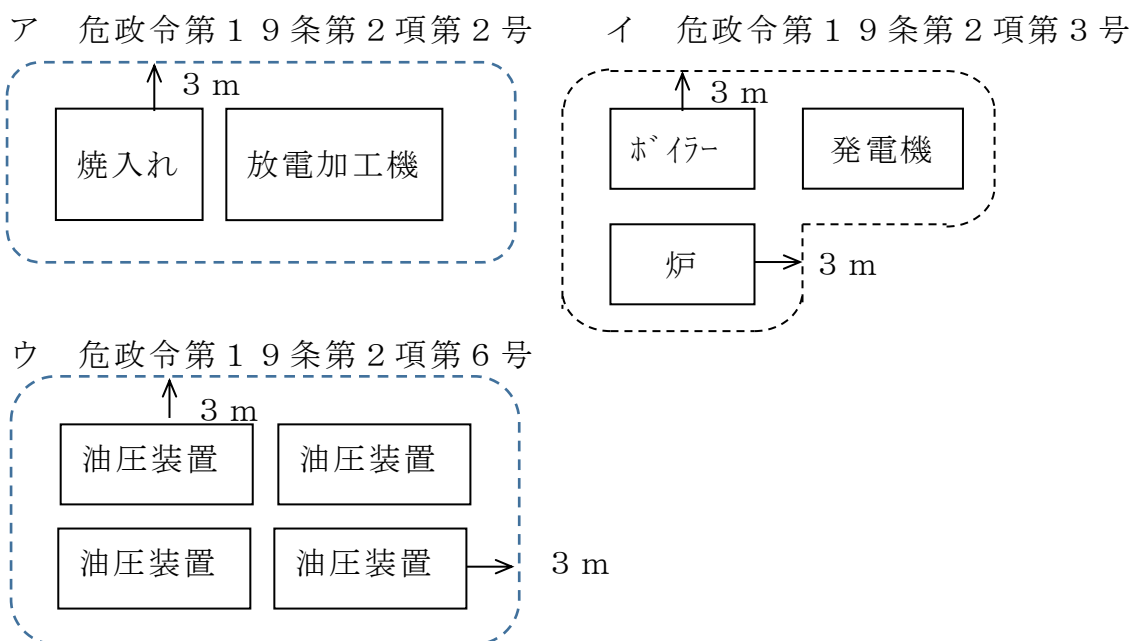
(2) 1棟の建築物の中には危政令第19条第2項に規定する位置、構造及び設備の技術上の基準に適合した一般取扱所（危政令第19条第2項第4号、第5号に規定するものを除く。）を複数設置することができ、更に、危政令第2条及び第3条の危険物施設のうち部分規制されるものも同一建物内に設けることができる。

(第4-1図) 部分規制の一般取扱所の複数設置例



(3) 設備単位で規制される一般取扱所には、危政令第19条第2項各号で同一号の類似する設備を複数設置することができる。この場合、複数の設備を一の一般取扱所として、その周囲に幅3メートル以上の空地进行を保有することをもって足りる。

(第4-2図) 複数の設備を一の一般取扱所として規制する例

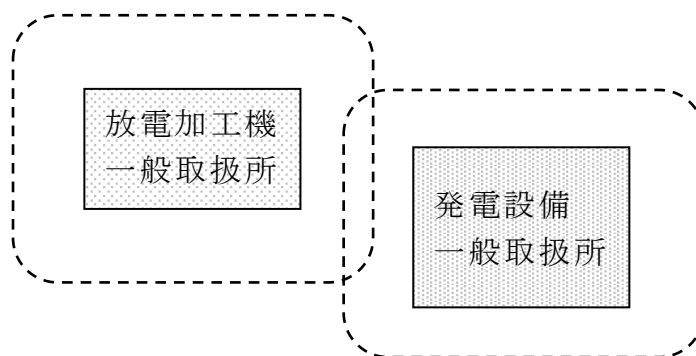


※ 複数の設備を一の一般取扱所とする場合の主たる取扱形態の決定は、次の順による。

- ① 危険物取扱数量の倍数が大きいもの
- ② 取扱面積の広いもの
- ③ 低引火点危険物を使用しているもの

(4) 同一室内に、設備単位で規制される危政令第19条第2項各号の異なる一般取扱所が複数存する場合、危険物を取り扱う設備周囲に設ける幅3メートル以上の空地は、相互に重なってはならない。

(第4-3図) 認められない例



※それぞれが一の一般取扱所

(5) 危政令第19条第2項各号で定める一般取扱所は、危険物の取扱形態ごとの許可であり、一の許可で他の取扱形態との混在は認められない。

次のような例の場合は、危政令第19条第1項の一般取扱所として規制される。

ア 区画室単位の規制形態のもので、塗装（危政令第19条第2項第1号）、焼入れ（危政令第19条第2項第2号）、油圧装置（危政令第19条第2項第6号）が混在する場合

（第4-4-1図）部分規制の一般取扱所とすることができないものの例



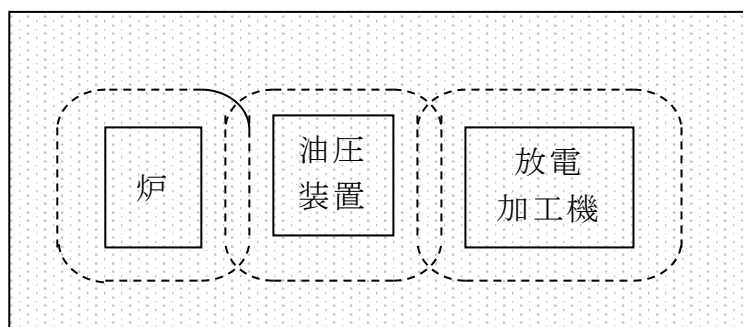
立面図

イ 設備単位の規制形態のもので、放電加工機（危政令第19条第2項第2号）、炉（危政令第19条第2項第3号）、油圧装置（危政令第19条第2項第6号）が混在する場合。ただし、それぞれの設備周囲に3メートルの空地を取り、それぞれを一般取扱所にできる場合を除く。

（第4-4-2図）部分規制の一般取扱所とすることができないものの例



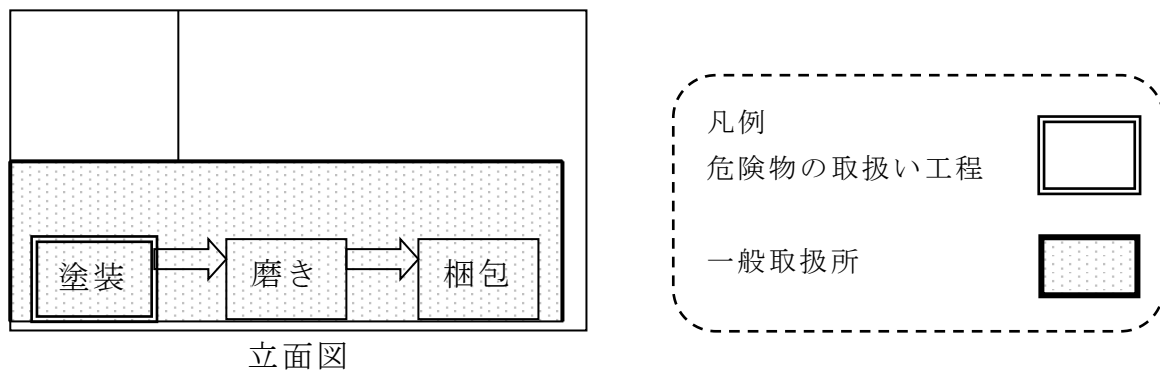
立面図



平面図

(6) 部分規制の一般取扱所として取り扱うことができる工程と連続して、危険物を取り扱わない工程がある場合、その工程を含めて危政令第19条第2項に規定する一般取扱所とすることができる。

(第4-5図) 許可範囲の例

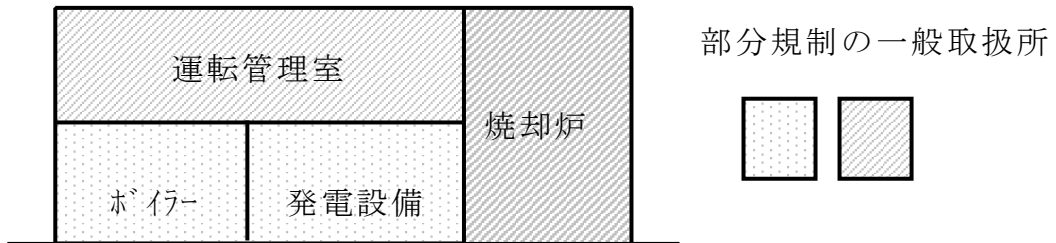
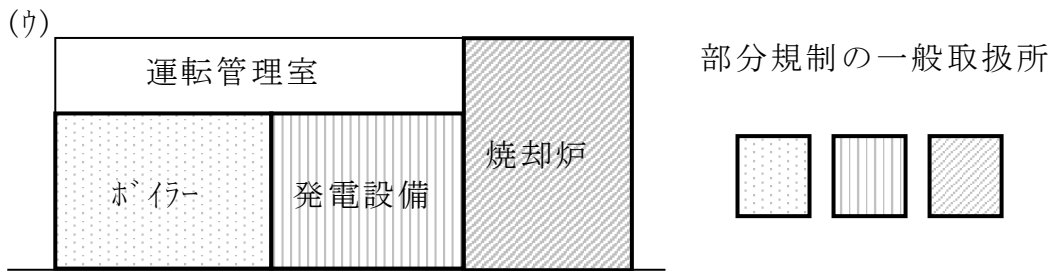
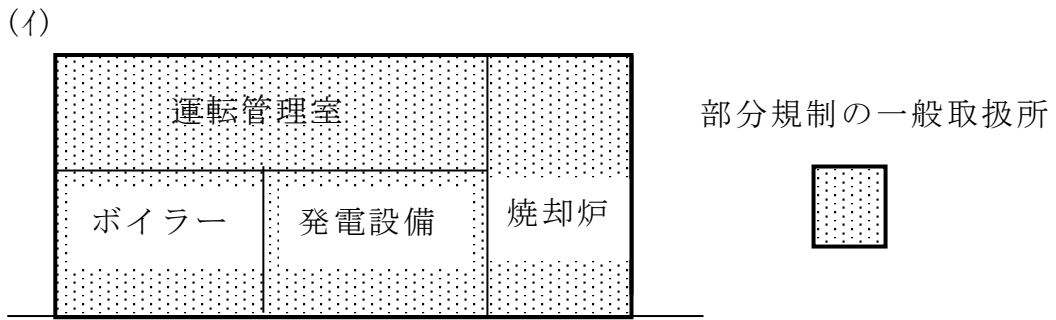


(7) 危政令第19条第2項第1号から第3号, 第6号に掲げるもの(イによる場合は第1号を除く。)のうち, 同一号の類似形態の一般取扱所を一の建築物内に複数設置する場合は, 次のいずれかによる一般取扱所とすることができる。
ア 区画室単位の規制ができる場合

- (ア) 建築物全体を危政令第19条第1項の技術上の基準を適用する一般取扱所とすることができる。(第4-6図(ア)参照)
- (イ) 建築物全体を危省令第28条の57第2項の技術上の基準を適用する危政令第19条第2項の一般取扱所とすることができる。(第4-6図(イ)参照)
- (ウ) 危険物を消費する室又は隣接する複数の室を区画単位として危省令第28条の57第2項の技術上の基準を適用する危政令第19条第2項の一般取扱所とすることができる。(第4-6図(ウ)参照)

(第4-6図) ボイラー, バーナー等で危険物を消費する一般取扱所の例(ア)



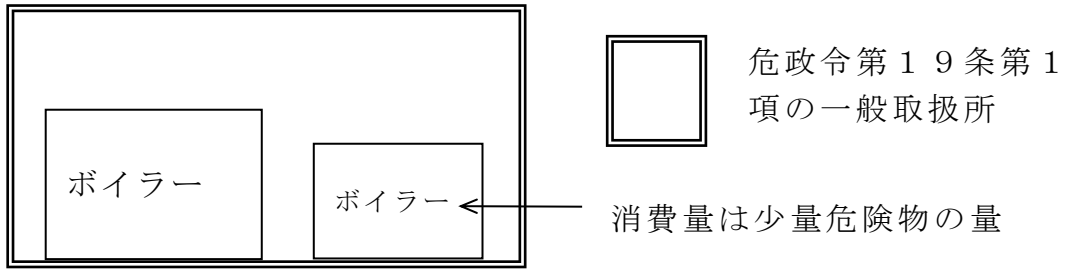


イ 設備単位の規制ができる場合

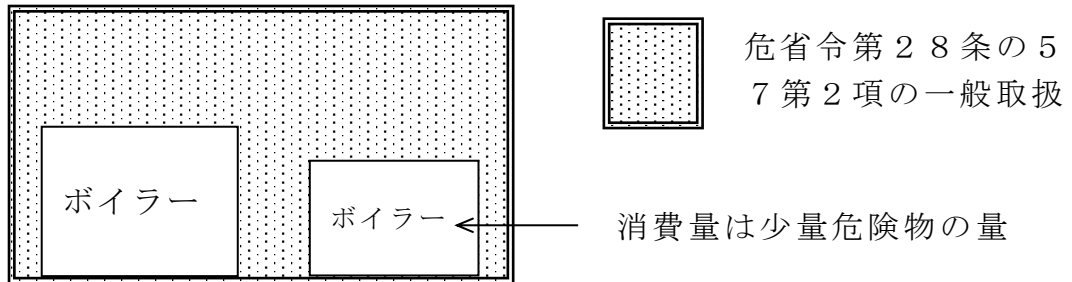
- (ア) 建築物全体を危政令第19条第1項に規定する技術上の基準を適用する一般取扱所とすることができる。(第4-7図(ア)参照)
- (イ) 建築物全体を危省令第28条の57第2項に規定する技術上の基準を適用する危政令第19条第2項の一般取扱所とすることができる。(第4-7図(イ)参照)
- (ウ) 両ボイラー設備を併せて、危省令第28条の57第3項に規定する技術上の基準を適用する危政令第19条第2項の一般取扱所とすることができる。(第4-7図(ウ)参照)
- (エ) 危険物の消費量が指定数量以上のボイラー設備のみを、危省令第28条の57第3項に規定する技術上の基準を適用する危政令第19条第2項の一般取扱所とし、少量危険物を消費するボイラー設備は、呉市火災予防条例に基づく届出をすること。(第4-7図(エ)参照)

(第4-7図) ボイラーで危険物を消費する一般取扱所の例

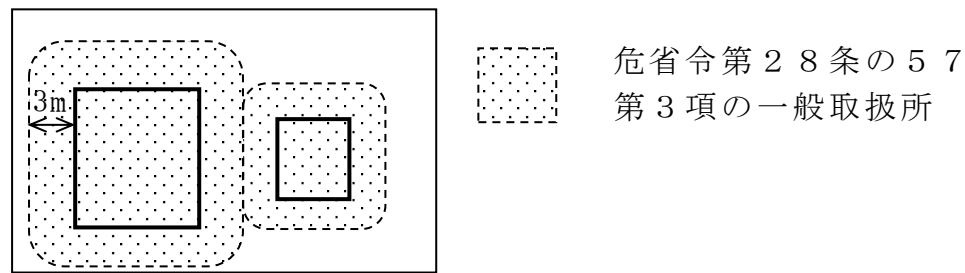
(ア)



(イ)

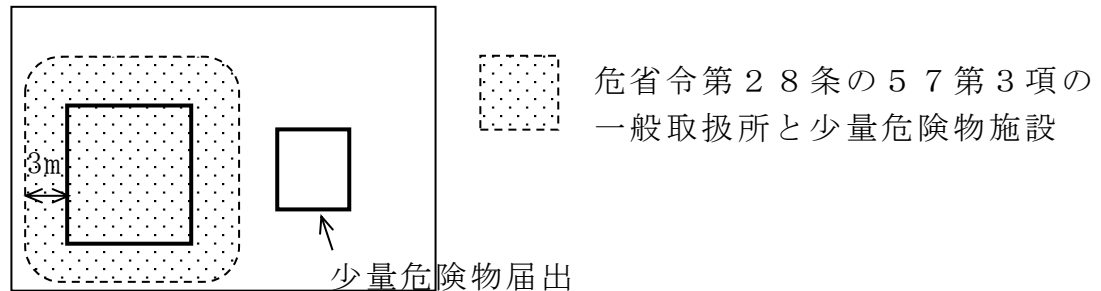


(ウ)



平面図

(エ)



平面図

3 取扱量の算定

(1) 一般取扱所の取扱量は、1日における最大取扱量又は最大貯蔵量（20号タンクの容量）のいずれか大なる方をもって、取扱量とする。

(2) 取扱量の算定は、次によること。

ア 充填，詰替え等については、1日の出荷能力，稼働時間等により実態に即した取扱量とする。

イ ボイラー，バーナー等（非常用発電設備は除く。）で消費にするものについては、使用状況等に応じて1日における最大消費量を取扱量とする。

- ウ 非常用発電設備は、稼働時間等の実態に即した取扱量とする。(例：24時間連続運転を前提とするならば、24時間の取扱量)ただし、消防用設備等にものみ使用されるものについては2時間の取扱量とする。
- エ 油圧装置等危険物を循環させて使用する一般取扱所については、当該設備等の瞬間最大停滞量を取扱量とする。
- オ 洗浄、切削装置等の一般取扱所については、次によること。
 - (ア) 洗浄後にすべての危険物を回収して再利用する場合は、瞬間最大停滞量を取扱量とする。
 - (イ) 洗浄後にすべての危険物を使い捨てる場合は、1日の最大使用量を取扱量とする。
 - (ウ) 洗浄後に一部の危険物を使い捨てる場合は、1日の最大使用量と瞬間最大停滞量の合算を取扱量とする。
- カ 危険物を原料として、非危険物を製造する一般取扱所については、1日の原料最大使用量を取扱量とする。

4 位置、構造及び設備の基準

(1) 危政令第19条第1項を適用する一般取扱所

ア 製油所、油槽所におけるドラム充填所

第1石油類又は第2石油類をドラム缶等容器充填作業から出荷までの過程で容器入りのまま野積み状態で取り扱っている場合(貯蔵を目的とする場合を除く。)においては、一般取扱所として規制し、積場の区画を明確にするとともに、防火上安全な措置を講じさせること。

イ 発電所、変電所、開閉所

発電所、変電所及び開閉所(以下「発電所等」という。)については、次によること。ただし、発電所等には、自家用変電設備も含まれる。

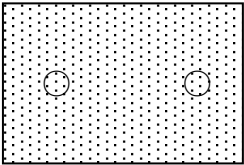
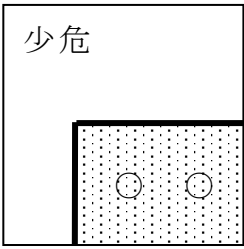
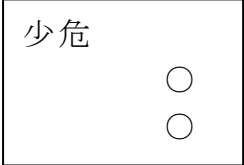
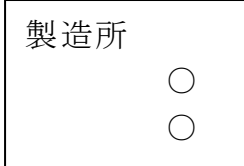
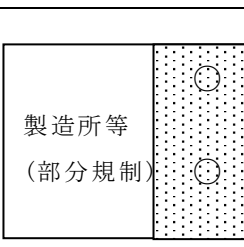

- (ア) 発電所等に設置される危険物を収納している機器類が、変圧器、リアクトル、電圧調整器、油入開閉器、しゃ断器、油入りコンデンサー及び油入ケーブル並びにこれらの付属装置で、機器の冷却又は絶縁のための油類を内蔵して使用するもののみであり、他に危険物を取り扱わない場合は、危険物関係法令の規制の対象としない。
- (イ) 一般取扱所に該当する発電所等の位置、構造及び設備については、危政令第9条第1項第1号、第2号、第4号及び第6号から第9号まで、並びに第12号の規定は適用しないものとし、消火設備については、危省令第33条の規定に該当する一般取扱所にあつては、第1種から第3種までの消火設備の設置を第4種消火設備とすることができ、危省令第34条の規定に該当する一般取扱所にあつては第5種消火設備を設置しないことができる。




※注1 本文(ア)の「これらの付属装置で、機器の冷却又は絶縁のための油類を内蔵して使用するもの」には、例えば油入ケーブル用のヘッドタンクのような変圧器油を冷却するための付属設備(別置型冷却器)等がある。

※注2 本文(イ)の一般取扱所に該当する発電所等とは、前(ア)以外の装置（圧油装置、潤滑油循環装置、ボイラー設備など発電所等に関連する装置）と混在する場合で、数量の倍数を算定した結果一般取扱所に該当するものをいう。

(ウ) 自家用変電設備は、変電室が独立専用棟に設置されているもののほかに建物内に併設されている場合がある等種々であるので、自家用変電設備の規制は第4-1表による。

(第4-1表) 自家用発電設備の規制

	形態別	形態の概要	規制範囲	倍数算定
1		イ(ア)による機器のみを設置する変電室が独立専用の場合	規制なし (法17条でとらえられる)	算定しない
2		少危施設の一部に、又は隣接してイ(ア)による機器のみを設置する変電室を設ける場合 ただし、原則として変電室の区画は耐火構造の壁または自動閉鎖の特定防設備	少危部分を規制する	算定しない
3		少危施設の中に変圧器等イ(ア)による機器を設ける場合	建物全体を規制する	合算する
4		製造所等の中に変圧器等イ(ア)による機器を設ける場合	建物全体を規制する	合算する
5		部分規制の製造所等の一部に、または隣接してイ(ア)による機器のみを設置する変電室を設ける場合。ただし、変電室の区画は耐火構造の壁又は出入口は自動閉鎖の特定防火設備	部分規制の製造所等を規制する(変電室は法17条でとらえる)	合算しない
6		製造所等に隣接してイ(ア)による機器のみを設置する変電室を設ける場合	建物全体を規制する	合算する

凡例：
 変電室等
 イ(ア)による機器
 耐火構造の壁又は自動閉鎖の特定防火設備

備考：形態6の場合で、施設が高引火点危険物のみを100度未満の温度で取り扱う著しく消火困難な一般取扱所の場合、消火設備として建物用に屋内消火栓設備、危険物用に消火器を設置すれば適法となるが、変電室用の消火設備として屋内消火栓設備は適当ではないので、他の消火設備を設置する必要がある。

ウ 共同住宅等の燃料供給施設の一般取扱所

共同住宅等の燃料供給施設については、「共同住宅等の燃料供給施設に関する運用上の指針について」（平成15年8月6日消防危第81号）により運用すること。

エ シールド工事の一般取扱所

(ア) 適用範囲

地下鉄，下水道工事等で掘削及びその他の工事において危険物を取り扱う一般取扱所は，高引火点危険物のみを100度未満で取り扱うものに限る。

(イ) 規制範囲等

- a 立坑及び掘進機により掘削する部分とする。
- b 完成検査は，当該掘進機の組立てが完了した時点で行うこと。
- c 特例の適用範囲については，危政令第19条において準用する危政令第9条の基準のうち同条第1項第1号，第2号，第9号，第12号，及び第21号に係るものとする。

(ウ) 構造，設備

- a 坑内に設ける事務所，休憩室，その他の工作物は不燃材料（内装を含む。）とすること。
- b 油圧設備には流出防止措置を講じること。（例）土のう積
- c 後続台車に設けられた圧油タンクは，製造所の20号タンクに準じた構造とすること。
- d 作業員の避難に有効な非常用照明装置を設けること。
- e 変圧器は原則として乾式のものとする。

(エ) 消火設備

- a 先端部の掘進機及び油圧装置（以下「防護範囲」という。）には，危険物の取扱い実態により危険物に適応する固定式又は移動式の水噴霧消火設備，泡消火設備等若しくは，第4種消火設備のいずれかを設けること。（圧気工法による場合は固定式に限る。）
- b 第5種消火設備は次によること。
 - (a) 防護範囲に適応する消火器を2本以上，有効に活用できる位置に設けること。
 - (b) トンネル，立坑等には，適応する消火器をそれぞれの消火器に至る歩行距離が50メートル以下となるように設けること。

(オ) 警報設備

- a 地上，立坑下，掘進機の部分に連絡装置（電話等）を設けること。
- b 非常ベル等を，作業員に内容を知らせる範囲に設けること。

(カ) その他

- a 空気呼吸器等を後続台車付近に作業員の人数分以上設けること。
- b 台車後方付近に煙を遮断するたれ幕（難燃性以上の性能を有するもの）を設けること。
- c 掘進機用のシール等の溶接溶断等を行う場合は、火災等を予防するための措置を講じること。

オ トラックターミナルの一般取扱所

(ア) 規制範囲

一般取扱所として規制する範囲は、荷扱場（プラットホーム）及び集配車発着場所、停留場所並びに荷扱場と一体の事務所とすること。

(イ) 危険物の品名

当該一般取扱所において取り扱う危険物は、第2類危険物のうち引火性固体（引火点が21度以上のものに限る。）、第4類危険物（特殊引火物を除く。）に限ること。

(ウ) 危険物の取扱い

- a 当該一般取扱所では一般荷物も取り扱うことができる。
- b 危険物の取扱いは、運搬容器入りのままでの荷卸し、仕分け、一時保管及び荷積みに限ること。
- c 前bの取扱場所は荷扱場に限ること。
- d 一時保管は危険物を置く場所を白線等で明示し、一般荷物と区別して置くこと。

(エ) 危険物の数量

- a 当該一般取扱所の危険物の数量は、瞬間最大停滞量をもって算定すること。
- b 危険物取扱数量は、指定数量の倍数が50以下とすること。

(オ) 危険物施設

- a 保有空地は、危政令第16条第1項第4号の規定を適用すること。
- b 荷扱場の床はコンクリート舗装とし、貯留設備を設置しないことができる。
- c 集配車発着場所及び停留場所はコンクリート舗装とし、当該場所の外周部は白線等で明示すること。
なお、排水溝には油分離装置を設置しないことができる。
- d 荷扱場床面に貯留設備、又は排水溝に油分離装置を設置しない場合は、その代替えとして、油吸着材及び乾燥砂等を備蓄すること。

(カ) 消防用設備等

消火設備は、危政令第20条第1項第1号に該当する一般取扱所にあつては、第1種又は第2種消火設備並びに第4種及び第5種の消火設備を、同項第2号に該当するものにあつては、第4種及び第5種消火設備を、同項第3号に該当するものにあつては、第5種消火設備をそれぞれ危省令第32条から第32条の3まで、第32条の9、第32条の1

0 (ただし書部分を除く。), 第32条の11 (ただし書部分を除く。) の規定に基づいて設置すること。

なお, この場合, 一のトラックターミナル荷扱場において, 危険物を取り扱う運輸業者(テナント)が複数あるものにあつては, 当該運輸業者の占有場ごとに第5種消火設備を1個以上設置すること。

(キ) その他

上記以外については, 法令の定める基準どおりとすること。

カ 動植物油類の一般取扱所

(ア) 適用範囲

a 動植物油類の屋外タンク, 屋内タンク又は地下タンク(動植物油類の貯蔵量が1万リットル以上のものに限る。)に附属する注入口及び当該注入口に接続する配管, 弁等の設備で1日に指定数量以上の動植物油類を取り扱う場合は適用となる。

一般取扱所の範囲は, 注入口からタンクの元弁(元弁がない場合にあつては配管とタンクの接続部)までとなる。

b 動植物油類の屋外タンク, 屋内タンク又は地下タンク(動植物油類の貯蔵量が1万リットル以上のものに限る。)に附属する払出口及び当該払出口に接続する配管, 弁等の設備で1日に指定数量以上の動植物油類を取り扱う場合は払い出し先の形態に応じて, 適用となる場合がある。

例: 払い出し先が製造所又は一般取扱所等の危政令対象物の場合は, 払い出し先の附属配管となる。

払い出し先が複数の少危施設の場合は, 1日に危険物が指定数量以上通過する配管は, 一般取扱所として許可が必要となる。

(イ) 保安距離

保安距離は, 「外壁又はこれに相当する工作物の外側」までの間に確保する必要がある。

(ロ) 保有空地

危政令第9条第1項第2号に「危険物を移送するための配管その他これに準ずる工作物を除く。」とあることから, 適用しない。

(エ) 構造設備の基準

配管部分については, 危政令第9条第1項第21号の配管の基準による。

(2) 危政令第19条第2項を適用することができる一般取扱所

危政令第19条第2項の一般取扱所は, 同条第1項で規定する特例であるので, 技術上の基準に対する特例は原則として認められない。

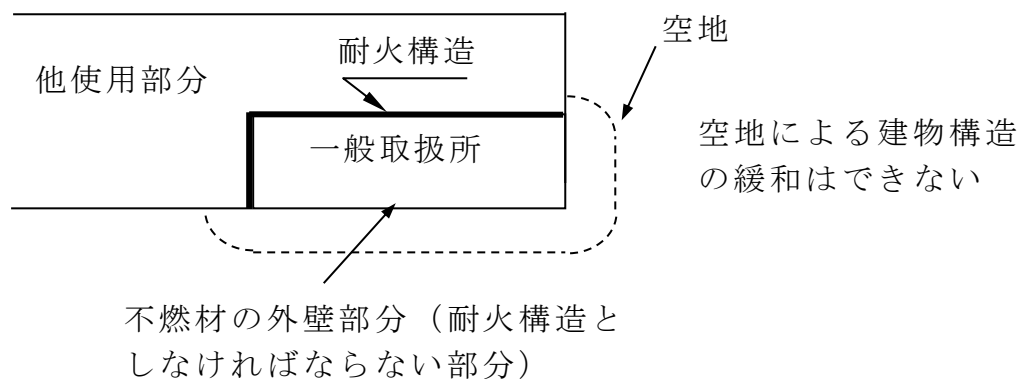
ア 塗装, 印刷, 塗布の一般取扱所

(ア) 該当する作業形態としては次のようなものがあり, 機械部品の洗浄作業は含まれない。

a 焼付塗装, 静電塗装, はけ塗り塗装, 吹付塗装等の塗装作業

- b 凸版印刷，平板印刷，凹版印刷，グラビア印刷等の印刷作業
- c 光沢加工，ゴム糊，接着剤等の塗布作業
- (イ) 危省令第28条の55第2項第2号に規定する「これと同等以上の強度を有する構造」には，建設省告示に適合する壁（75ミリメートル以上の軽量気泡コンクリート製パネル）も含まれる。
- (ウ) 危省令第28条の55第2項第2号により，建築物の一般取扱所の用に供する部分の外壁は，耐火構造としなければならないが，一般取扱所の用に供する外壁の周囲に空地を確保し，その外壁を不燃材料とすることはできない。

(第4-8図) 特例を適用することができない例



- (エ) 可燃性蒸気又は可燃性微粉を屋外の高所に排出する設備については，「第16換気設備」の例によること。
- (オ) 危省令第28条の55第2項第2号及び第28条の56第2項第1号に規定する他の部分との区画壁に，換気又は排出設備を設ける場合は，防火上有効にダンパーを設置すること。
- イ 洗浄作業の一般取扱所
 - (ア) 前ア(イ)，(エ)によること。
 - (イ) 指定数量の倍数が10未満の施設については，危省令第28条の55の2第2項若しくは第3項又は危政令第19条第1項のいずれの基準も選択することができる。
 - (ウ) 過熱を防止することができる装置には，加熱する設備を温度制御装置により一定温度以上になった場合に停止させるもの，オイルクーラーや低温液又は気体内にコイル配管を挿入し，温度を低下させる装置等がある。
 - (エ) 洗浄作業には，危険物を吹き付けて行うもの，液体に浸すもの，液体と一緒に攪拌するものなどがあり，洗浄されるものは，非危険物の固体に限られる。
 - (オ) 洗浄装置には，液面検出器，可燃性蒸気検知器又は不活性ガス注入装置などの安全装置を設けるよう指導する。
- ウ 焼入れ，放電加工機の一般取扱所
 - 前ア(イ)，(エ)によるほか，次による。

- (ア) 指定数量の倍数が10未満の施設については、危省令第28条の56第2項若しくは第3項又は危政令第19条第1項のいずれの基準も選択することができる。
- (イ) 焼入れ装置には、加熱装置（炉）及び焼入れ槽が一体となったもの、分離しているものがあるが、いずれも本基準を適用することができる。
- (ウ) 放電加工機は、危険物保安技術協会（KHK）の「放電加工機の火災予防に関する基準」により安全を確認されたもの（放電加工機型式試験確認済証が貼付されたもの）を設置するよう指導すること。
- エ ボイラー、バーナー等の一般取扱所
- (ア) 危政令第28条の54第3号に規定する「ボイラー、バーナーその他これらに類する装置」にはディーゼル発電設備等が含まれ（平成元年消防危第64号）、航空機や自動車等のエンジンの燃焼試験を行う装置は、これに該当しない。
- (イ) 前ア(イ)、(ウ)及びイ(ウ)によるほか、次による。
- (ウ) 指定数量の倍数が30未満の施設については、危省令第28条の57第2項又は危政令第19条第1項のいずれかの基準を、10未満の施設については、危省令第28条の57第2項、第3項若しくは第4項又は危政令第19条第1項のいずれの基準も選択することができる。
- (エ) 危省令第28条の57第2項第2号に規定する「地震時及び停電時等の緊急時に危険物の供給を自動的に遮断する装置」には、次の装置が該当する。
- a 対震安全装置
地震動を有効に検出し危険な状態となった場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置で復帰方法は手動式であること。
 - b 停電時安全装置
作動中に電源が遮断された場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置で再通電された場合でも危険がない構造であること。
 - c 炎監視装置
起動時にバーナーに着火しなかった場合、又は作動中に何らかの原因によりバーナーの炎が消えた場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置で復帰方法は手動式であること。
 - d からだき防止装置
ボイラーに水を入れずに運転した場合、又は給水が停止した場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置であること。
 - e 過熱防止装置
温度調節装置（平常運転時における温水、蒸気温度又は蒸気圧力を調整できる装置）の機能の停止、又は異常燃焼等により過熱した場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置で復帰方法は手動式であること。

(オ) 非常用発電設備において、緊急時に危険物の供給を遮断する装置は、緊急時にすみやかに操作できる位置に設ける場合に手動式とすることができる。

この場合、緊急時に危険物の供給を遮断する装置であることを明示するよう指導すること。

(例) 緊急時手動停止弁 緊急時手動停止ボタン

(カ) 危険物を取り扱うタンクの周囲に設ける囲いの容量等は、「第3 製造所」の例による。

(キ) 屋上に設置するボイラー・バーナー等の一般取扱所（危省令第28条の57第4項）については、次によること。

a 適用範囲

発電機，原動機，燃料タンク，制御装置及びこれらの附属装置（以下「発電装置等」という。）で危険物（引火点40度以上の第4類の危険物に限る。）を消費する一般取扱所で指定数量の倍数が10未満のもの。

なお，発電設備等は複数設置することができる。

b 設備等

危省令第28条の57第4項第3号に規定するキュービクル式設備（内蔵タンクを含む。）の流出防止の囲いは，キュービクル式設備の鋼板等の外箱を代替とすることができる。

c 危険物を取り扱うタンク

(a) 屋外にあるタンクに雨よけ等を設ける場合は，不燃材料で覆うこととし，タンクの周囲には，採光，換気及び点検スペースを確保すること。

(b) タンクには，過剰注入を防止するため，戻り配管等の措置を講じること。

(c) タンクの周囲に設ける囲いは，同一囲い内にある最大タンクの全容量とすること。

d 配管

配管は，地震等による建築物の揺れにより損傷しないよう，適切な場所に緩衝装置（フレキシブルチューブ等）を設けること。

e 流出防止措置

キュービクル式のもので危険物が外部に漏れない構造のものは，貯留設備，油分離装置を省略することができる。

f その他

(a) 当該設備の点検等で十分な明かりがとれる場合は，照明設備を省略することができる。

(b) 配管損傷による危険物漏えい，送油障害，異常燃焼等による設備のトラブルが発生した場合に，設備の運転を緊急停止できる安全装置を設けること。

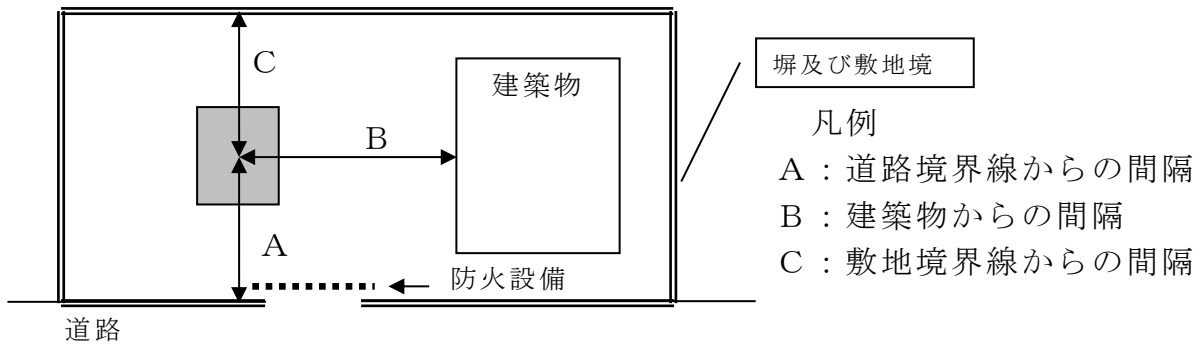
オ 充填の一般取扱所

- (ア) 危険物を車両に固定されたタンクに注入するための設備（以下「充填設備」という。）と、危険物を容器に詰め替えるための設備（以下「詰替え設備」という。）を兼用して設けることができる。その場合、危険物を取り扱う空地は兼用することができる。
- (イ) 充填設備の周囲に設ける空地及び詰替え設備の周囲に設ける空地の貯留設備（油分離装置を設ける場合を含む。）及び排水溝は、兼用することができる。
- (ウ) 詰替え設備として固定された注油設備を設ける場合は、危省令第25条の2（第2号ハからへまで及び第4号を除く。）に掲げる固定給油設備等の構造基準の例により設けること。
- (エ) 詰替え設備には、ノズルや配管に急激な圧力がかかることを防止するため定流量器等を設けること。

カ 詰替えの一般取扱所

- (ア) 危険物の保有は、地下専用タンクに限られる。
- (イ) 危省令第28条の59第2項第5号において、地下専用タンクは、タンク室に設置し、又は危険物の漏れを防止する構造により、若しくは危険物の漏れを常時検知できる措置を講じて地盤面下に設置すること。
- (ウ) 危省令第28条の59第2項第8号に規定する敷地境界線とは、一般取扱所として許可を受けることとなる敷地の境界であり、設置者の所有等する隣地境界線とは異なる。

(第4-9図) 詰替えの一般取扱所



- (エ) 当該施設を耐火構造の建築物（製造所等以外の用途に供する自己所有の建築物であって、一般取扱所の地盤面からの高さが2メートル以下に開口部のないものに限る。）に接して設ける場合は、当該建築物の外壁を当該施設の塀とみなすことができる。

なお、高さ2.0メートルを超える部分に設ける開口部は、防火設備を設けること。

- (オ) 同一敷地内に複数の当該施設を設けることができる。
- (カ) 既設の小口詰替え専用の一般取扱所の取扱いについて
 - a 小口詰替え専用の一般取扱所として平成2年5月22日以前に設置完成している施設は、改めて詰替えの一般取扱所として許可を受け

る必要はなく，危政令第19条第1項の一般取扱所（特例適用施設）として規制される。（平成元年消防危第64号）

b 小口詰替え専用の一般取扱所においては，敷地の拡張，上屋の新設又は増築，固定注油設備の増設等，施設の規模を大きくする場合は，危政令第19条第2項第5号の基準を満たした一般取扱所に変更しなければならない。

キ 油圧装置又は潤滑油循環装置を設置する一般取扱所

前ア(イ)，(ウ)及びイ(ウ)によるほか，次による。

(ア) 指定数量の倍数が50未満の施設については，危省令第28条の60第2項若しくは第3項又は危政令第19条第1項のいずれの基準を選択することができ，また，指定数量の倍数が30未満の施設については，危省令第28条の60第2項，第3項若しくは第4項又は危政令第19条第1項のいずれかの基準を選択することができる。

(イ) 油圧装置等に内蔵されているもの以外の別置タンク（地下タンクを除く。）は20号タンクとなる。

ク 切削装置等を設置する一般取扱所

前ア(イ)，(ウ)及びイ(ウ)によるほか，次による。

(ア) 切削装置等には，旋盤，ボール盤，フライス盤，研削盤などの工作機械があり，切削・研削油等の危険物を用いるものである。

(イ) 切削・研削油等は，工作機械で被工作物（金属製の棒や板等）の切削や研削加工において，工具と被工作物，工具と切りくずとの摩擦の低減，冷却等を行う場合に用いるものである。

(ウ) 指定数量の倍数が30未満の施設については，危省令第28条の60の2第2項又は危政令第19条第1項のいずれの基準を選択することができ，また，指定数量の倍数が10未満の施設については，危省令第28条の60の2第2項若しくは第3項又は危政令第19条第1項のいずれかの基準を選択することができる。

ケ 熱媒体油循環装置を設置する一般取扱所

前ア(イ)，(ウ)によるほか，次による。

(ア) 危険物の体積膨張による危険物の漏えいを防止する構造にタンクを用いる場合，指定数量の5分の1以上のタンクは，20号タンクに該当する。

(イ) 熱媒体油を引火点以上に加熱する場合には，第3種消火設備を設置するよう指導する。

コ その他

他用途区間を貫通する配管，電線，給排気ダクト等は埋め戻し及びFDの設置等の措置を行うこと。

(3) 複数の異なった取扱形態を有する一般取扱所

ア 次の(ア) a から f までに掲げる危険物の取扱形態のみを複数有する一般取扱所であって，次の(イ)及び(ウ)に適合し，かつ，次のイ(ア)から(シ)まで

に適合するものは、危政令第19条第1項において準用する危政令第9条第1項第1号、第2号及び第4号から第11号までの規定（(ア) e 及び f に掲げる取扱形態のみ的一般取扱所にあつては、第18号及び第19号の規定を含む。）を適用しないことができる。

(ア) 危険物の取扱形態

- a 塗装、印刷又は塗布のために危険物（第二類の危険物又は第四類の危険物（特殊引火物を除く。）に限る。）を取り扱う形態
- b 洗浄のために危険物（引火点が40度以上の第四類の危険物に限る。）を取り扱う形態
- c 焼き入れ又は放電加工のために危険物（引火点が70度以上の第四類の危険物に限る。）を取り扱う形態
- d ボイラー・バーナーその他これらに類する装置で危険物（引火点40度以上の第四類の危険物に限る。）を消費する取扱形態
- e 危険物を用いた油圧装置又は潤滑油循環装置（高引火点危険物のみを100度未満の温度で取り扱うものに限る。）による危険物の取扱形態
- f 切削油として危険物を用いた切削装置、研削装置又はこれらに類する装置（高引火点危険物のみを100度未満の温度で取り扱うものに限る。）による危険物の取扱形態

(イ) 建築物に設けられたものであること。

(ウ) 指定数量の倍数が30未満であること。（倍数の算定基準は3(4)を参照。）

イ 位置、構造及び設備

(ア) 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、地階を有しないものであること（ア(ア) d 及び e に掲げる危険物の取扱形態のみを有する場合を除く。）。

(イ) 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、壁、柱、床及びはりを耐火構造とすること。

(ウ) 一般取扱所の用に供する部分には、出入口以外の開口部を有しない厚さ70ミリ以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造の床又は壁で他の部分と区画されたものであること。（ア(ア) e 及び f に掲げる危険物の取扱形態のみを有する場合を除く。）

(エ) 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、屋根（上階がある場合は、上階の床）を耐火構造とすること。ただし、ア(ア) a 又は b に掲げる危険物の取扱形態を有しない場合にあつては、屋根を不燃材で造ることができる。

(オ) ア(ア) d に掲げる危険物の取扱形態を有する場合は、危険物を取り扱うタンクの容量の総計を指定数量未満とすること。

(カ) 危険物を取り扱うタンク（容量が指定数量の5分の1未満のものを除く。）の周囲には、「第3 製造所」4(5)ケ(サ)による措置をするよう指導する。ただし、ア(ア) e 及び f に掲げる危険物の取扱形態のみを有す

る場合は、建築物の一般取扱所の用に供する部分の敷居を高くすることにより囲いに代えることができる。

- (キ) 建築物の一般取扱所の用に供する部分には、ア(ア) c に掲げる危険物の取扱形態により取り扱われる危険物が危険な温度に達するまでに警報することができる装置を設けること。
- (ク) 危険物を加熱する設備（ア(ア) b 又は g の危険物の取扱形態を有する設備に係わるものに限る。）には、危険物の過熱を防止することができる装置を設けること。
- (ケ) ア(ア) g の危険物の取扱形態を有する設備は、危険物の体積膨張による危険物の漏えいを防止することができる構造のものとする。
- (コ) 可燃性の蒸気又は微粉を放散するおそれのある設備と火花又は高熱等を生じる設備を併設しないこと。ただし、放散された可燃性の蒸気又は微粉が滞留するおそれがない場所に火花又は高熱等を生じる設備を設置する場合はこの限りでない。
- (カ) 危省令第 3 3 条第 1 項第 1 号に該当する一般取扱所以外の一般取扱所には、危省令第 3 4 条第 2 項第 1 号の規定の例により消火設備を設けること。
ただし、第 1 から 3 種のいずれかの消火設備を当該一般取扱所に設ける場合は、当該設備の放射能力範囲内の部分について第 4 種の消火設備を設けないことができる。
- (シ) 危省令第 2 8 条の 5 5 第 2 項第 3 号から第 8 号まで及び危省令第 2 8 条の 5 7 第 2 項第 2 号の基準に適合するものであること。

(4) 危政令第 1 9 条第 2 項各号以外の取扱形態を有する一般取扱所

前(3)に掲げる取扱形態の一般取扱所以外にも、危政令第 1 9 条第 2 項各号と同等の安全性を有すると判断される一般取扱所については、同条第 2 項の基準の特例（第 4 号及び第 5 号に係るものを除く。）と同等の基準により、室内に当該一般取扱所を設置することができる。

(5) 高引火点危険物の一般取扱所

ア 高引火点危険物のみを 1 0 0 度未満で取り扱う一般取扱所は、危政令第 1 9 条第 1 項又は危政令第 1 9 条第 2 項（充填の一般取扱所に係る基準に限る。）のいずれの基準に対してもこの特例を適用することができる。

イ 危省令第 3 3 条第 2 項第 1 号ただし書による著しく消火困難となる高引火点危険物の一般取扱所に、建築物又はその他の工作物に係る部分の消火設備として第 1 種の屋内消火栓設備を設置する場合は、施行令第 1 1 条に規定する屋内消火栓設備の基準の例により設置することができる。